

## ○日高市地域公共交通協議会条例

令和5年9月28日条例第13号

## 日高市地域公共交通協議会条例

## (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）

第6条第1項の規定に基づき、日高市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市の公共交通のあり方に関すること。
- (2) 計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施及び評価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた公共交通の態様、運賃及び料金等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市を代表する者
- (2) 法第2条第2号に規定する公共交通事業者等の代表者又はその指名を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第6項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者をいう。）の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名を受けた者
- (5) 市内の区又は自治会を代表する者
- (6) 市民
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 市長は、前項第6号に掲げる者のうちから委員を委嘱する場合は、公募するものとする。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、専門の事項の協議を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。

3 前3条の規定は、部会について準用する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

自転車駐車対策協議会	会長	日額	8,500円
------------	----	----	--------

	委員	日額	8,000円
--	----	----	--------

を削り、

消防賞じゅつ金等審査委員会	委員	日額	8,000円
環境審議会	会長	日額	8,500円
	委員	日額	8,000円

を

消防賞じゅつ金等審査委員会	委員	日額	8,000円
地域公共交通協議会	会長	日額	8,500円
	委員	日額	8,000円
自転車駐車対策協議会	会長	日額	8,500円
	委員	日額	8,000円
環境審議会	会長	日額	8,500円
	委員	日額	8,000円

に改める。